

議事要旨

■開催日時：令和4年5月25日（水）10：00－12：00

■開催場所：東館16階16F4会議室／オンライン

■参加委員：森信茂樹座長、小池藍副座長、

池上健委員、大谷省吾委員、桶田大介委員、小津稚加子委員、山内真理委員

■概要：

1. 事務手続き、事務局説明等

○事務局より、資料1について説明し、参加委員から特に異論はなく、原案通りで了承された。

○委員互選により、森信茂樹委員が座長に就任し、座長の指名により小池藍委員が座長代理に就任した。

○事務局より、資料3について説明の後、質疑応答を行った。

2. 質疑応答

（公的な鑑定評価制度に関する進め方等について）

○民間企業にヒアリングをする際、制度創設にどの程度インセンティブがあるのかを把握して欲しい。また制度のメリットをしっかりと訴求すべき。その上で、ソフトローなアプローチで進めるべき。

○ヒアリングの対象者は、制度を運用する側・利用する側へのアドバイザー的な人を想定している印象。実務的には、金融機関での担保価値評価など、企業側の価値評価も参考になる。公的な鑑定評価制度が運用されている諸外国の外資系金融機関にも聞けると良いのでは。

○業界団体に対して、業界での考え方をヒアリングすることも考えているのか。業界団体とコミュニケーションを取ることも重要。（→然り）

○昨年度のとりまとめでは、団体毎に評価対象を明確にすることとなっていたが、どういう対象とするのかなどもヒアリングに含まれるのか。（→然り。近現代美術の中でどこまで粒度を上げていくかも課題。）

○海外で具体的にどのように鑑定制度が運用されているかを知ることができるとありがたい。海外事情に詳しい方のヒアリングを先行して行い、それを踏まえた上で、国内の関係者にヒアリングして、海外の仕組みが国内の足らざるものの解決にどう応用していけるか探れるとよい。

○美術品の評価自体の問題と、行政の関わり方と、それぞれ質の違う質問だと思う。評価方法については、学説的にはあまり種類が多くないと思うが、実際の評価方法は4つくらいに収まるのではないかと。行政の関わり方については、シンガポール型が参考になるかどうかは、まだわからない。行政の文化支出のグラフをみると、政府支出の多いフランスと寄附文化に支えられているアメリカが両極にあり、ドイツ・イギリスが中間にあると考えられる。これらのモデルをベースとしたときに、シンガポール以外の代表国が、行政の関わり方の参考になる余地が残っている。企業や金融機関の意見は、先を見通した意見が出てくると思われるので、重要ではないか。また、本制度で想定する利用者への実態調査は重要。

○実態調査することには価値があると思う。当事者側で、何を整備することが価値になるかを聞いた上で組み立てていくのがいいのでは。収集家（コレクター）は、最終的にどのようにすべきかに悩んでいるので、そうした声も参考になる。また、ギャラリー（美術商）に寄り添えるような仕組みとするべき。現代アートは価格の変動が激しく、現実的にどのように考えるか、よく考える必要がある。絵画や工芸などの美術品は動産だが、現代アートにはデジタルアートやインスタレーションも含まれており、そういったものをどう位置付けるか、米国などの取組も参考にしつつ、併せて議論してはどうか。

○シンガポールなど、日本が導入する際に類似する背景をもった国の行政にヒアリングできるといいのではないかと。制度設計の背景、裏側、経緯を知ることができるのは、行政の当事者である。

- シンガポール方式が、国税が関与する建付けならば、ややハードルが高いかもしれない。
- ヒアリングする内容は重要なので、きちんと意見を取って、フィードバックいただきたい。
- まずは、ガイドラインとして試験運用するとしても、最終的には何らか税との整合性を取る必要がある。モデルとして想定されているシンガポールの財務当局から問題意識を聞くことができると良い。また、国内でも早い段階から財務当局とコミュニケーションを取ることが重要である。
- 本来自由なマーケットメカニズムに行政が介入するのは、税金という切り口があるので、行政の関わり方を考える上で大事な切り口と思う。税務当局と連絡が取れる体制はしっかり作っておくべき。

(寄附促進に関する方策等について)

- 従来、文化芸術領域はファンドレイジング機能が弱い。ファンドレイジング協会に関わっている当事者が少なく、技術・知見を学ぶことが得意でない領域。特定のプラットフォーマーが知見を独占する形になると広がり作りにくくなるので、企業・自治体の中にいるキーパーソンに対して適切なアプローチすることが重要。寄附が地域社会になじみ、より広がっていくためには、地域のキーパーソンを特定し、可視化し、横のつながりを作ることが重要。地域におけるファンドレイジングの意識醸成なども念頭に置くべき。
- 地域でプロジェクトを企てて組成する人が、しっかりプロジェクトに関わることが肝要であり、更に言えば彼らにきちんと経済的なメリットが生じるような構造を作る必要がある。時限的な措置で期間を区切ってやるならば、そうした方にきちんと還流する仕組みづくりをすべき。このようなプロセスを可視化すること重要で、具体的には、広報活動、例えば取組の記事化や動画配信等のプロモーション、情報共有が重要になる。
- 企業が制度を知らないことが問題であり、企業への PR が重要。地元県人会のような場を活用して、東京にいる企業人に対して、アピールするのも一案。
- 市町村など自治体の行政担当を巻き込むことが重要。一度取り組めば、次々に案件が出てくるとは思うが、行政で滞っては前に進まないで、行政の方々をしっかりと巻き込む必要がある。
- 実際に案件を動かしていくプロセスを明確にすると良い。プロジェクトを立ち上げる人は基本的には寄附を受けたい人なのだろう。

(新技術の活用に関する方策等について)

- そもそも国が新たな取組を進めていくときの進め方について、web3 に関しては、各省がバラバラと取り組み始めている中で、また政治が自ら主導して進めようとしているアジェンダであるが、全体としてどこが引っ張っていくのか。その組織との連携がポイントで、何か行動を起こすときに、文化庁もこのテーマについて考えているプレイヤーであることを主張できる体制を整えることが重要。
- web3 の世界観は、自律的に成り立つ世界を想定しており、基本的に国家や税制とは相性が悪い。税でいえば、例えばメタバース上での PtoP の売買について、相手はどこの国の人かわからず、取引も原則仮想通貨で行われる。仮想通貨は交換の都度所得が発生して課税される。基本は申告課税だが、個々の取引を国が情報をどう取得するかを考えておかなければ正確な申告は担保されない。これからルールが検討されると想定されるが、文化庁としては関与するスタンスを明らかにして議論していくことが必要かと思う。
- 新技術への課税問題について、OECD の租税委員会で取り上げる必要があるのではないかと。税制が産業を発展させるインセンティブとして活用するような動きがある中で、その一方で課税回避への対策をどうするかということではないか。また、プラットフォーマー上で取引において、どの国において課税ポイントを特定して、徴税するかという論点もある。
- デジタルプラットフォーマーから情報を取る仕組みについては、OECD や EU で議論され、制度が整いつつある。
 - web3 全体の話をし始めると、その概念自体が非中央集権的なものなので、国の介入自体がナンセンスになる

ともいえる。取引は個人間取引（P2P）がベースとなる中で、その主体となる個人クリエイターをどう囲い込み、そしてリアルな世界の需要にどう繋げていくか。個人クリエイターにとっては、取引に際しての税制を比較した上で、どの国を選んで居住するか、という議論になってきているように感じる。

○居住地は必ずどこかに存在するので、プラットフォームは構成員の全体把握ができ続ける。課税するタイミングは、仮想世界から現実世界への価値転換の時点と考えるのが自然だろう。あくまで理想論、大枠としては把握が可能なプラットフォームが間接的に徴収した上で、構成員の居住地に応じて納税する仕組みなどもあり得るだろう。

○国税庁の考え方の公表について、現場ではNFTに係る収益を全て雑所得ベースとしているケースもあり、確定申告期間中でやや現場で混乱もあったが、整理されたことは意味があったと考える。NFTの税務実務は、処理が煩雑で、情報取得や手続きをどのように処理するかは一つの課題。また、NFTはクリエイターにとって望ましいかという議論が未だ十分になされていない。クリエイターに対する搾取構造が生まれやすい中で、どういう環境整備ができるか。優秀なクリエイターの先導的な取組をどうサポートできるかを議論してもいいのでは。また、地方の豊かな文化財の活用にあたって、NFTという技術を活用することも可能性がある、文化庁として、NFTによって活用できそうな領域をある程度定めて研究していくことが大事だと思うが、文化経済戦略的な観点からは、観光・教育などリアルにどう繋げていくかが重要なポイントなるのではないか。